

医療と介護の総合相談窓口

在宅での生活が困難になった場合でも住み慣れた場所で暮らすことが
選択肢のひとつとなるよう支援致します

医療職を増員し
多職種で
ご相談に応じます



相談例

同居の長男様より相談

「90歳の父親のことで相談したい」
今まで出来ていたことができなくなり、最近
食事が摂れなくなってきている。
これまで医療機関にかかったこともなく
介護サービスも受けていない
どこへ相談したら良いのか分からなくて…

支援の流れ

- ①医療（看護師）と介護の専門職がご自宅へ訪問しご状態を確認します
- ②受診が必要であれば市内医療機関へ相談し受診のお手伝いをします
- ③自宅での療養をご希望の場合は訪問診療や往診が可能な医療機関へ相談します
（点滴等が必要であれば訪問看護師が伺うことも可能です）
- ④その他必要なサービスがあれば介護保険申請も含め医療・介護・福祉の専門職と情報共有しながら調整をします



訪問診療と往診の違いについて

訪問診療とは

あらかじめかかりつけ医が診療の計画を
たて患者様の同意を得て定期的に訪問し
診療・治療・薬の処方・診療上の相談指導
を行うものです（1週間ないし2週間に一
回訪問するのが標準的です）



往診とは

自宅や施設で療養されている方で、急な体調不良
などによりかかりつけ医が電話等で依頼を受け向
向く診療のことです



ご自身のこと、ご家族のこと、ご近所の方のこと
困ったことがあれば何でもご相談ください

連絡先

☎0268-64-5000

設置場所：東御市総合福祉センター内